

庁議（令和5年5月10日）結果について

- 1 開催日 令和5年5月10日（水）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、健康・こども部長、副病院長兼事務局長、企画政策課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）リトアニア共和国カウナス市との姉妹都市提携について

概要	本市は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン・共生社会ホストタウンとしてリトアニア共和国との交流を進める中で、同国のカウナス市と2018年に友好交流の覚書を締結したことを契機に、これまで教育分野を中心とした様々な交流事業を実施してきた。また、本年1月には市民主体の交流組織「平塚・カウナス交流推進委員会」を設立し、委員会主催のイベント等においてカウナス市の魅力を紹介するなど市民の機運醸成も図ってきた。今後さらに両市の相互理解と友好の絆を深め、多様な分野での末永い交流を推進するため、姉妹都市提携の盟約を結ぶものである。
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てることのできる環境の実現のため、令和5年12月から小児医療費助成制度の対象年齢を18歳（高校生相当）まで引き上げるもの。
結果	審議の結果承認された。

（3）平塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none">1 改正理由 学会や大学病院などの動向を踏まえ、実践している診療について患者により分かりやすく理解してもらうため、神経内科の診療科名称を変更するもの。2 関係条例 平塚市病院事業の設置等に関する条例の一部改正3 施行日 令和5年7月1日
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて（改訂版）（案）について

概要	<ul style="list-style-type: none">・平成24年10月に策定した「平塚市幼保一元化に関する検討会 中間報告」（以下「中間報告」という。）を踏まえ、平成29年2月に策定した「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて」（以下「見直し」という。）では、公立園を8園体制とすることとした。・市全体の子育てサービスの維持・向上を図るためには、少子化が進展する中においても民間事業者の経営の安定性を確保しつつ、公立園の再編を進める必要があることから「見直し」を改訂することとした。
----	--

以 上